

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 5 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における同年 5 月の標準報酬月額に係る記録を 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 15 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の根拠となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 27 日から 21 年 7 月 15 日まで

私が、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間について、支払明細書に記載されている給与総支給額と「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額が異なっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 5 月 27 日から 21 年 7 月 15 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適

用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年5月27日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から21年7月15日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年5月は12万6,000円とすることが妥当である。

また、前述の支払明細書によれば、平成15年6月から同年11月までの期間、16年5月、同年6月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月及び17年3月から20年3月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成15年12月から16年4月までの期間、同年7月、同年11月、17年1月及び同年2月の厚生年金保険料控除額を確認できる支払明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から21年7月15日までの期間

に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された支払明細書によれば、標準報酬月額の決定又は改定の根拠となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 5 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における同年 5 月の標準報酬月額に係る記録を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 9 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の根拠となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 14 万 2,000 円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 15 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を同年 4 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から 21 年 6 月までは 15 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 27 日から 21 年 7 月 9 日まで

私が、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間について、支払明細書に記載されている給与総支給額と「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額が異なっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 5 月 27 日から 21 年 7 月 9 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年

金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年5月27日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から21年7月9日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年5月は13万4,000円とすることが妥当である。

また、前述の支払明細書によれば、平成15年6月から20年3月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から21年7月9日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、20年4月から同年8月までは11万円、同年9月から21年6月までは11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された支払明細書によれば、標準報酬月額の決定又は改定の根拠となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額14万2,000円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成20年4

月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から21年6月までは15万円に訂正することが必要である。

福島厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月20日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録によれば、B社において昭和46年4月20日に被保険者資格を喪失し、A社において同年7月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間が未加入となっているが、これは同一グループ会社内の転勤であり、私は平成19年8月末まで、継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所であるC社（現在は、D社）から提出された申立人に係る退職経歴台帳及び同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の1年前にB社に入社し、申立人と採用事情、職種及び異動事情が同様であったとする複数の同僚は、A社において昭和45年4月21日に被保険者資格を取得していることから、申立人のA社における資格取得日は、B社における資格喪失日と同日の46年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月29日から同年9月1日まで

私は、平成17年12月1日から19年8月末まで、A社に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年8月29日になっている。給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、A社における申立人の離職日は、平成19年8月28日であり、同社から提出された「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」には、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年8月29日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の給与支払明細書及び前述の確認通知書に記載された資格喪失日は誤りであったとするA社の事業主の証言により、申立人は、申立期間において、同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成19年7月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失日は、平成19年8月29日と届け出られていること

が確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における平成15年7月1日から18年7月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、15年7月から17年8月までは53万円、同年9月から18年6月までは50万円、B社における同年7月28日から19年4月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成17年8月10日について、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から18年7月1日まで
② 平成18年7月28日から19年4月1日まで
③ 平成17年8月10日

私の厚生年金保険の加入記録のうち、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、私が所持する給与明細書に記載された額と相違しているので、調査してほしい。

また、申立期間③のA社における賞与については、賞与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申

し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間①及び②の一部の期間の給与明細書、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び「給与明細書が無い期間を含め、申立期間①及び②の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は一定であった。」とする事業主の証言により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については、平成 15 年 7 月から 17 年 8 月までは 53 万円、同年 9 月から 18 年 6 月までは 50 万円、申立期間②については、50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社の各事業主は、申立期間①及び②に係る届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、各事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、平成 17 年 8 月 10 日に支給された賞与に係る賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる賞与額から、12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、申立期間③の賞与に係る届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日、17年7月12日、同年12月21日、18年7月12日、同年12月12日、19年7月11日、同年12月20日及び20年7月9日について、その主張する標準賞与額（80万円、78万円、80万円、80万円、78万1,000円、80万円、78万2,000円及び78万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円、78万円、80万円、80万円、78万1,000円、80万円、78万2,000円及び78万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成19年12月20日
⑧ 平成20年7月9日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。私が所持する賞与明細書及び賞与の入金が記載された預金通帳によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、私以外の従業員についても同様の状況であると考えられるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る賞与明細書及び賞与の入金が記載された預金通帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与明細書及び預金通帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は80万円、17年7月12日は78万円、同年12月21日及び18年7月12日は80万円、同年12月12日は78万1,000円、19年7月11日は80万円、同年12月20日及び20年7月9日は78万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所では、申立人を含む従業員について、申立期間①から⑦までの賞与に係る賞与支払届はA社から提出されていないとしている上、申立期間⑧については、同社から提出された賞与支払届には、申立人の氏名が無いことが確認できることから、事業主は、前述の賞与明細書等の資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月 16 日から同年 3 月 6 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を同年 2 月 16 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 支店における資格取得日に係る記録を同年 3 月 16 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 16 日から同年 3 月 6 日まで
② 昭和 44 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 25 日から平成 17 年 4 月 30 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私が所持している履歴カードによれば、申立期間は、同社の支店間での異動であったことが確認できるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された履歴カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A 社 D 支店から同社 B 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の履歴カードにおいて確認できる発令日が

昭和 43 年 2 月 15 日となっており、申立人は、申立期間①において、A 社 B 支店に勤務していたと認められることから、同社 B 支店における資格取得日は、同社 D 支店における資格喪失日と同日の同年 2 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 43 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、前述の履歴カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A 社 B 支店から同社 C 支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の履歴カードにおいて確認できる発令日が昭和 44 年 3 月 1 日となっており、申立人は、申立期間②において、A 社 C 支店に勤務していたと認められることから、同社 C 支店における資格取得日は、同社 B 支店における資格喪失日と同日の同年 3 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 44 年 4 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、各事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に清算されている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月まで
私は、会社を退職した昭和 58 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行った。
納付方法、時期及び金額などまでは記憶していないが、納付することができる国民年金保険料を全て納付した。
申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 58 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行い、納付することができる国民年金保険料を全て納付したと述べているところ、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して払い出されている任意加入者の資格取得日から、59 年 4 月頃に払い出されているものと推認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと考えられ、申立人の主張と相違し、ii) 申立人が加入手続を行ったと考えられる同年 4 月頃の時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人は、納付方法及び遡って納付した記憶等が曖昧である上、これらを踏まえると、申立人が同年 4 月以降の国民年金保険料を全て納付しているとするオンライン記録に不自然さは感じられない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。